

林業・木材産業金融の再構築

森林・林業基本法の基本理念を踏まえ、効率的かつ安定的な林業経営の育成と木材産業の構造改革の推進を図る観点から、林業改善資金等について、より使いやすく、林業・木材産業の経営改善に必要な資金が円滑に供給される制度に再構築。

1 林業改善資金の見直し

- ① 林業改善資金を特定の生産方式、技術の導入等を促進するための資金から、林業の経営改善の取組を支援する資金に改めるとともに、木材産業の経営改善の取組を支援する資金を創設。
- ② また、民間金融機関からの貸付けを行えるようにするとともに、当該貸付けを農林漁業信用基金による債務保証の対象に追加。

○ 林業・木材産業改善資金造成費補助金（新規）

要求額 5(0)百万円

[貸付枠] 100(100)億円

2 木材産業等高度化推進資金の見直し

林業の経営改善に必要な短期の運転資金の貸付けを行えるようにするとともに、当該貸付けを農林漁業信用基金による債務保証の対象に追加。

○ 木材産業等高度化推進資金 [貸付枠] 1,268(1,268)億円

[担当窓口課：林野庁企画課（03－3501－3817（直））]